

みなかみ町協働のまちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 みなかみ町まちづくり基本条例(平成20年条例第31号)第16条第3項の規定に基づき、町民主体のまちづくりを展開し、町民、議会及び町が協働のまちづくりを推進するための方策を調査検討することを目的にみなかみ町協働のまちづくり委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、協働のまちづくりを推進するための必要な事項について調査検討し、その結果を町長に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 識見を有する者
- (3) 町議会議員
- (4) 町職員

2 町職員は、町長が選任し、委員会の事務に従事する時間の所属は、総合政策課付とする。

3 委員会には、委員の他に助言者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、その所掌事務に係る特定の事項について、調査及び審議するための部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。